消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第1項の規定にもとづき届出を行なった電気最終保障供給約款(2019年10月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、III(契約種別および料金)および附則7(消費税法の改正にともなう経過措置)(1)に定める料金率,57(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則7(消費税法の改正にともなう経過措置)(2)および別表1(燃料費調整)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1, 973. 72	179. 43
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト		
で供給を受ける場合	1, 948. 57	177. 14
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1, 898. 28	172. 57
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	19.84	1.80
その他季料金	18.50	1. 68

区分および単位	料金率	消費税等相当額
四月中旬日	円	円
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト	, ,	, ,
で供給を受ける場合		
夏季料金	18. 23	1. 66
その他季料金	17. 02	1. 55
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	11.02	1.00
夏季料金	18. 03	1. 64
その他季料金	16. 86	1. 53
最終保障電力B	10.00	1.00
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1, 999. 91	181. 81
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト	1, 333. 31	101.01
で供給を受ける場合	1, 962. 19	178. 38
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1, 911. 91	173. 81
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1, 861. 62	169. 24
電力量料金	1, 001. 02	100.21
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	18.62	1. 69
その他季料金	17. 40	1. 58
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト	211 21	2000
で供給を受ける場合		
夏季料金	17.85	1. 62
その他季料金	16. 69	1. 52
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 59	1.60
その他季料金	16. 46	1. 50
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 33	1.58
その他季料金	16. 20	1. 47
最終保障予備電力		
基本料金		
予備線の場合		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給を受ける場合	67. 10	6. 10
特別高圧で供給を受ける場合	47. 30	4. 30
予備電源の場合		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給を受ける場合	111. 10	10. 10
特別高圧で供給を受ける場合	77.00	7. 00

(2) 57 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
高圧で電気の供給を受ける場合		
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3, 410. 00	310.00
地中配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	27, 500. 00	2, 500. 00
特別高圧で電気の供給を受ける場合		
工事費		
架空配電設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボル		
トで供給を受ける場合	363. 00	33. 00
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場		
合	165. 00	15. 00
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場		
合	88.00	8. 00
地中配電設備の場合		
(工事こう長100メートル当たり)		
新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボル		
トで供給を受ける場合	638. 00	58.00
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場		
合	451.00	41.00
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場		
合 Charles	242. 00	22.00
当社負担額	_	
新増加契約電力1キロワットにつき	5, 500. 00	500.00

(3) 附則7 (消費税法の改正にともなう経過措置) (1) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1, 937. 83	143. 54
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト		
で供給を受ける場合	1, 913. 14	141.71
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1, 863. 77	138. 06

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
電力量料金	, ,	
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	19. 48	1. 44
その他季料金	18. 16	1. 35
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト		
で供給を受ける場合		
夏季料金	17. 90	1. 33
その他季料金	16. 71	1. 24
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 70	1. 31
その他季料金	16. 55	1. 23
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合	1, 963. 55	145. 45
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト	_,	
で供給を受ける場合	1, 926. 51	142. 70
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合	1, 877. 15	139. 05
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合	1, 827. 77	135. 39
電力量料金	,	
1キロワット時につき		
標準電圧6,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	18. 28	1. 35
その他季料金	17. 08	1. 27
標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルト		
で供給を受ける場合		
夏季料金	17. 53	1. 30
その他季料金	16. 39	1. 21
標準電圧70,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17. 27	1. 28
その他季料金	16. 16	1. 20
標準電圧140,000ボルトで供給を受ける場合		
夏季料金	17.01	1. 26
その他季料金	15. 91	1. 18
最終保障予備電力		
基本料金		
予備線の場合		
契約電力1キロワットにつき		
高圧で供給を受ける場合	65. 88	4. 88
特別高圧で供給を受ける場合	46. 44	3. 44

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
予備電源の場合 契約電力1キロワットにつき 高圧で供給を受ける場合 特別高圧で供給を受ける場合	円 109. 08 75. 60	円 8. 08 5. 60

(4) 附則7 (消費税法の改正にともなう経過措置) (2) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0. 219	0.016
特別高圧で供給を受ける場合	0. 216	0.016

(5) 別表1 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
高圧で供給を受ける場合	0. 223	0.020
特別高圧で供給を受ける場合	0. 220	0.020